

## 特定空家等の行政代執行が終了しました

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という）に基づく特定空家等の解体を 2 月 19 日から開始しましたが、4 月 23 日午後 1 時 30 分に行政代執行終了宣言を行いました。

### ■代執行概要

場所：東京都杉並区高円寺北二丁目 22 番 10 号

期間：令和 2 年 2 月 19 日（水）から令和 2 年 4 月 23 日（木）まで

内容：建物解体（木造 2 階建、約 50 m<sup>2</sup>）、ゴミ等の撤去

経費：7,480,000 円（税込み）

所有者：3 名

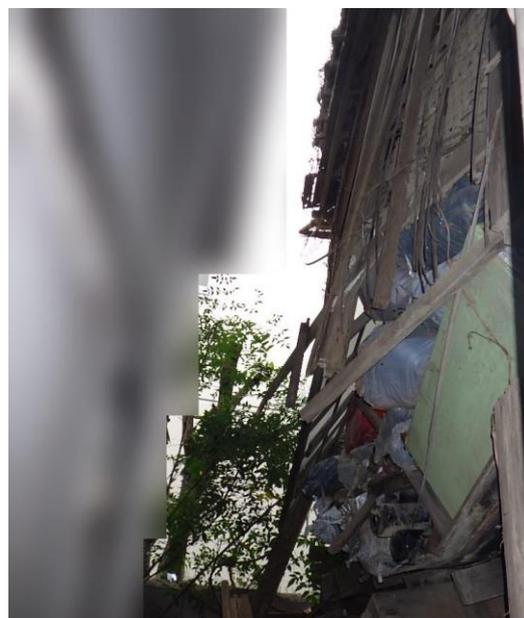
区では、法施行以前の平成 16 年より、当該建物の所有者に対し適正な管理を促す行政指導を実施してきましたが、建物の老朽化が進み、柱・梁の損傷や外壁の脱落など、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態となり、また、多量のゴミや崩れた建物が腐食し、悪臭や害虫が発生するなど、著しく衛生上有害となるおそれのある状態となりました。

そのため、区では、杉並区空家等対策協議会の意見を踏まえ、平成 28 年に当該建物を「特定空家等」と判断し、法に基づく建物除却等の指導、勧告、命令を行いました。建物の除却等は行われず、そのため、令和 2 年 2 月 19 日から法第 14 条第 9 項及び行政代執行法第 2 条に基づき、行政代執行を開始しました。

本日、4 月 23 日、建物解体及びゴミ等の撤去が完了しましたので、午後 1 時 30 分に行政代執行の終了宣言を行いました。



【行政代執行前①】



【行政代執行前②】



【行政代執行宣言】



【行政代執行中】



【行政代執行終了宣言】



【行政代執行後】

### ■注意事項

- 1 特定空家等の解体後の敷地は私有地となりますので、立ち入り禁止です。
- 2 特定空家等の解体後の敷地は、公道上からの撮影は困難です。行政代執行終了宣言や特定空家等の解体後の敷地の様子を写した画像等が必要な場合は、区から提供しますので、ご連絡ください。
- 3 隣地の方への取材等は、本人の強い意向もあり、ご遠慮をお願いします。

---

#### [問い合わせ先]

都市整備部住宅課：03-3312-2111 内線3531

総務部広報課：03-3312-6855（直通）